

関西電力(株)高浜発電所 1、2 号機の再稼働に係る意見書

国のエネルギー政策については、脱炭素社会を目指し、安全性を確保した上で原子力発電が、将来的にも一定割合、必要であるとされている。そのような中、去る 11 月 6 日に本市に対し、運転開始から 40 年を超える関西電力(株)高浜発電所(以下「高浜発電所」)1、2 号機の再稼働の必要性について、国から理解を求める要請があった。

本市は高浜発電所の PAZ(5 km圏内)に住民が居住し、全市が UPZ(30 km圏内)に入り、住民生活や地域経済等、あらゆる面において高浜発電所と深く関わってきたところである。

そのことから高浜発電所は地元雇用、地域経済、住民の生活において大きく影響するものであり、その再稼働は地域にとって、また、国のエネルギー政策において必要であると考えます。

こうした地域の事情を踏まえ、立地自治体と同様の取扱、避難路の環境整備、資機材の確保、インフラ整備等々、原子力防災の充実、強化を前提とし、再稼働に向けて次の事項について強く要望する。

1. 運転開始から 40 年を超える原子力発電の安全対策について

国のエネルギー政策において、将来的にも原子力発電が一定割合、必要とされている中で、原子力発電の安全性の確保については、いかなる事情よりも最優先の対策として、国が主導、責任をもって実施し、その役割を果たすこと。地震、台風等の自然災害のみならず、想定を超えるあらゆる有事に対し、国の責任において原子力発電の安全性の確保を行うこと。

2. 高浜発電所に係る立地自治体と同様の取扱について

原子力発電所については新規制基準、原子力災害対策指針等の新たな安全対策がなされていると認識している。しかしながら原子力災害時には行政区域に関係なく、緊急事態が発生し、住民を守る自治体としての緊急対応が必要であることから、PAZ 圏内を有する自治体においては、原子力発電所に係る再稼働の同意、情報提供、対応への財政支援等について立地自治体と同様の取扱とすること。

3. 緊急事態における広域避難の環境整備について

緊急事態発生時に大規模な広域避難となることから、その医療関係者、搬送要員、車両を含め避難手段の確保、警察、自衛隊などの他機関との調整など、国が主導し、地域の実情に応じた体制整備を図ること。

さらに住民広報用資機材、車両、防護服等の充実、積雪時の対応、防護施設整備、一時避難場所の環境整備などを行うこと。

4. 緊急事態における避難道路のインフラ整備について

原子力災害時の住民避難及び立地自治体である福井県からの車両流入を考慮し、舞鶴若狭自動車道の早期四車線化(舞鶴東 IC まで)やバイパスとなる西舞鶴道路の整備促進、青葉トンネルバイパス整備、狭く脆弱な避難路である府道、市道の整備に係る財政措置を行うこと。

5. 緊急時を予測した対応を行う自治体への財政等支援

各自治体においては緊急事態時を予測した資機材の準備や施設整備、インフラ整備を地域の実情に応じ、実施している。普段活用されることが少ない資機材や施設等の確保も必要であることから、自治体財政への負担も大きく、地域に応じた自治体への特別な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月25日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	菅義偉	様
副総理兼財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	武田良太	様
厚生労働大臣	田村憲久	様
経済産業大臣	梶山弘志	様
国土交通大臣	赤羽一嘉	様
環境大臣	小泉進次郎	様
内閣官房長官	加藤勝信	様
資源エネルギー庁長官	保坂伸	様
原子力規制庁長官	萩野徹	様

舞鶴市議会議長 山本 治兵衛